

議案第 4 9 号

東郷町使用料及び手数料条例の一部改正について

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、多機能端末機による証明書の交付に係る手数料の額の特例を定める必要があるからである。

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

東郷町使用料及び手数料条例（昭和49年東郷町条例第1号）の附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例）

- 4 令和9年1月12日から令和10年3月31日までの間、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により交付する印鑑登録の証明及び住民票の写しの交付に係る別表第2に掲げる手数料の額を、それぞれ1件につき100円とする。

附 則

この条例は、令和9年1月12日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

多機能端末機による証明書の交付に係る手数料の額の特例を定める必要があるからである。

2 改正内容

多機能端末機による印鑑登録の証明手数料及び住民票の写しの交付手数料を、令和１０年３月３１日まで１００円とすること。

3 施行期日

令和９年１月１２日から施行すること。